

## 現在の大野アルプスランドの管理運営にかかる業務内容及び責務について（概要）

### 【管理業務について】

- (1) 施設の設置目的を達成するための業務
  - ① 森づくりを通して森林保全事業に関すること
  - ② 天文に関する知識の普及及び天体観測の指導に関すること
  - ③ 野外活動・レクリエーション活動の普及に関すること
  - ④ 豊かな自然環境を活かした観光高揚に関すること
  - ⑤ 自然体験学習の振興に関すること
  - ⑥ その他、大野アルプスランドの目的達成に向けた業務
- (2) 施設の利用の許可・許可の取消し、利用の中止及び制限に関する業務
- (3) 使用料の徴収・免除及び還付に関する業務
- (4) 施設、設備、備品等の維持及び小規模な修繕に関する業務
- (5) その他、施設の管理に関し町長が必要と認める業務

### 【上記に掲げる業務の詳細について】

- (1) 大野アルプスランド施設内の日常清掃、定期メンテナンス、鍵の施錠、建物、設備、樹木・除草等維持管理業務
- (2) 大野アルプスランド施設内の上水設備の定期メンテナンス及び塩素の投入業務
- (3) 日常巡視による施設全般の安全点検及び利用者に対する利用調整と指導業務
- (4) イベント及び集客事業等の計画、実施業務
- (5) 天文台やキャンプ場の受付業務
- (6) 天文台及びキャンプ場の使用料の徴収業務
- (7) 天文台の設備（プラネタリウム・望遠鏡）の操作、利用者への説明業務
- (8) 施設の備品管理業務
- (9) 天文台運営委員会との調整業務
- (10) 散策道（巨石めぐり）の点検及び軽微な維持管理業務
- (11) 大野アルプスランド施設内の普及・啓発のための記念品等の販売業務

### 【指定管理者の責務】

地方自治法その他の関係法令及び条例その他の関係規定等この協定の定めるところに従い信義に沿って誠実に履行し、大野アルプスランドが円滑に運営されるように管理しなければならない。

また、施設利用者の被災に対する第一次責任を有し、施設又は施設利用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い速やかに報告し、町の指示に従うものとする。